

平成 30 年 12 月定例会（平成 30 年 12 月 21 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月21日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	7
	○企業長提出第6号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決	9
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	9
	○企業団行政に対する一般質問	10
	○企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決	15
	○企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決	17
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	18
	○水道事業調査研究特別委員の選任	18
	○諸般の報告	19
	○議事日程の追加	19
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	20
	○特定事件の議会運営委員会付託	20
	○閉 議	20
	○企業長の挨拶	20
	○閉 会	21
署名議員		23

参考資料

企業長提出議案の処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

水企告示第34号

平成30年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月14日

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

1 期 日 平成30年12月21日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成30年12月定例会 会期12月21日 1日間

応招議員 15名

1番	武 藤	智	議員	2番	浅 古	高 志	議員
3番	松 岡	高 志	議員	4番	川 上	力	議員
5番	細 川	威	議員	6番	福 田	晃	議員
7番	宮 川	雅 之	議員	8番	大 野	保 司	議員
9番	清 田	巳 喜 男	議員	10番	鈴 木	勉	議員
11番	菊 地	貴 光	議員	12番	橋 詰	昌 児	議員
13番	岡 野	英 美	議員	14番	竹 内	栄 治	議員
15番	伊 藤	治	議員				

不応招議員 なし

12月定例会 第1日

平成30年12月21日（金曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 7 企業長提出第6号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 10 企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決
- 13 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 14 水道事業調査研究特別委員の選任
- 15 諸般の報告
- 16 議事日程の追加
- 17 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 18 特定事件の議会運営委員会付託
- 19 閉 議
- 20 企業長の挨拶
- 21 閉 会

(開議 午前10時03分)

出席議員 15名

1番	武藤	智	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	細川	威	議員	6番	福田	晃	議員
7番	宮川	雅之	議員	8番	大野	保司	議員
9番	清田	巳喜男	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	菊地	貴光	議員	12番	橋詰	昌児	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	竹内	栄治	議員
15番	伊藤	治	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
鈴木	功	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
小川	泰弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
坂井	正彦	施設課長
三保田	昭二	施設課調整幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

清水	丈実	総務課副課長
上野	成哉	総務課庶務担当主幹
山本	集	総務課庶務担当主任

10時03分 開 会

◎開会の宣告

- （武藤 智議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成30年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （武藤 智議長） 企業長から平成30年4月から平成30年10月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （武藤 智議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （武藤 智議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （清水丈実総務課副課長） 朗読いたします。

越谷・松伏水道企業団議会

議長 武藤 智 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

平成30年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月21日招集に係る平成30年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （武藤 智議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （武藤 智議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から10番鈴木勉議員、11番菊地貴光議員、12番橋詰昌児議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （武藤 智議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （武藤 智議長） 次に、閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第 6 号議案「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、岡野英美委員長、登壇して報告願います。

〔岡野英美決算特別委員長登壇〕

- （岡野英美決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第 6 号議案「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月28日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に松岡高志委員が選任され、第 6 号議案の審議を閉会中の継続審査として、第 2 日に行うことといたしました。

第 2 日の委員会は、去る10月 9 日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、企業債のベンチマークについての考え方は、に対し、

企業債残高は給水収益の 2 倍程度に抑えるという方針であり、平成29年度決算での企業債残高に対する給水収益の割合は2.06倍となっている。なお、直近の類似団体の平均は2.67倍となっている、とのことであります。

次に、水の給水原価を抑える観点から、県水と自己水の比率をどのように考えているか、に対し、

平成10年に埼玉県から地盤沈下対策として地下水適正利用県水転換推進指針が出されており、各市町村は配水量の概ね90%を県水とするよう依頼されている。県水よりも自己水の方が原価は低いが、地下水の揚水限度量が定められているため、その限度となる10%まで地下水を汲み上げている。なお、平成29年度は限度量を超える地下水量となったが、これは湧水のため許容されているからであり、揚水限度量以上の地下水利用は困難な状況である、とのことであります。

次に、投資有価証券は全て国債を購入しているのか、に対し、

投資有価証券は、国債の他に地方債も購入している。近年は国債の金利が低いため、より金利の

高い地方債を主に購入している、とのことであります。

次に、有収率が前年度から微減となったが、今後も高い水準を保つための施策は、に対し、

当企業団の有収率は全国や類似団体平均と比べても大きく上回っているが、老朽管の布設替工事を進めたり、漏水を速やかに修繕する等の有収率向上対策により、今後も高い水準を維持していきたい、とのことであります。

次に、給水収益が減少しているが、水道料金の収納状況と収納対策は、に対し、

平成29年度決算の水道料金は約64億3,760万円で、平成28年度と比較して約717万円減少となった。平成29年度の収納率は平成30年3月末時点で91.98%、5月末時点で98.92%となっている。なお、調定翌年度末の収納率は、平成26年度分が99.78%、平成27年度分が99.81%、平成28年度分が99.84%と徐々に向上している。収納対策として、未納通知、催告書の送付や給水停止を予告する年3回の特別催告を行っており、それでも支払いも相談もない場合にはやむなく給水停止を行っているが、生活困窮の場合は分割納付などの対応もとっている。なお、平成30年度からは区域外への転出等により収納困難な案件の未収整理業務を弁護士法人に委託し、より一層の収納対策に取り組んでいる、とのことであります。

次に、有形固定資産の構築物について、老朽化の観点から減価償却済の資産の割合を類似団体と比較するとどうなるか、に対し、

構築物のほとんどは配水管で、配水管の法定耐用年数は40年であり、その期間で減価償却を行うこととなる。施設の老朽化の状況を表す有形固定資産減価償却率は、平成28年度決算ベースで全国平均が47.91%、類似団体平均が49.10%で、当企業団は43.51%とこれよりも低い状況となっている。しかし、今後、当企業団でも老朽化が徐々に進む見込みであるため、その状況には十分注意していきたい、とのことであります。

次に、水道G L P取得の考えは、に対し、

水道G L P取得には品質管理部門、システム構築部門を設け、マニュアル作成と認証が必要となるが、当企業団と同じ職員3人の体制で取得している団体はなく、概算では7人ほどの職員が必要で、水質試験室についても個室への改造や個別の給排気装置を設置しなければならないなど、多額の費用が必要となる。当企業団では厚生労働省や埼玉県が主催する外部精度管理に参加し、水質検査結果の信頼性確保及び検査員の技術向上に努めており、精度管理結果もホームページで公表している。今後も現状の体制でしっかり水質検査を行い、精度の管理に努めていく、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第6号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第6号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 第6号議案「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時15分 休 憩

10時15分 再 開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第7号議案ないし第9号議案の3件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第6号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例制定について」を初め、都合 3 件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

第 7 号議案及び第 8 号議案は、期末手当に関する規定を整備するため提案するもので、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明させていただきます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取り扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の227.5」から「100分の232.5」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、平成31年度以降の6月期及び12月期の支給割合をいずれも「100分の222.5」に改め、平成31年4月1日から施行してまいります。

次に、第 9 号議案についてご説明申し上げます。本議案は、特別職報酬等審議会への諮問に関する規定を整備するため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、特別職報酬等審議会への諮問について、報酬等の水準の適正性を継続的に審議いただくため、条例改正の有無にかかわらず、毎年、審議会の意見を聴くよう条文を整理するものでございます。

なお、本条例は、平成31年1月1日から施行してまいります。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時19分 休憩

10時30分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （武藤 智議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

発言順に従いまして、順次質問を許します。

5番、細川威議員、企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔5番 細川 威議員登壇〕

○5番（細川 威議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

今年12月に成立いたしました水道法の一部を改正する法律ですが、厚生労働省の資料を見ますと、この法律は、人口減少、水道施設の老朽化などの課題に対応し、水道基盤の強化を図るためとあります。また、法律の概要として、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善の5つが挙げられております。

今回の改正で特に注目をされたのが、官民連携の推進のコンセッション方式の導入の促進についてです。このコンセッション方式について、報道を見てみますと、諸外国では、水道事業に民間企業が参入することによって水道料金が高騰したり、また水質が悪化した例が報告されております。

また、水道法が改正されたことにより、水道料金は高騰するのか、あるいは今までよりも水質は悪化してしまう可能性があるかなど、市民の方々から心配する声もあります。今回の改正法をめぐり、さいたま市の市長さんは記者会見で、コンセッション方式導入について、現状すぐに導入する可能性は低いと述べているようです。

そこでお伺いします。多くの方々が不安を持っていると予想される、水道事業におけるコンセッション方式について、企業団としてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

以上です。

○（武藤 智議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの細川議員さんのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、今回の水道法改正は、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、水道技術を継承する人材不足等、水道が直面する課題に対し、水道の基盤強化を図ることを目的とするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善の5つの項目となっております。

お尋ねのコンセッション方式は、官民連携の推進の一形態であり、水道施設などの資産を地方公共団体が保有したまま、民間事業者に一定期間、施設の運営権を設定できる制度でございます。今回の改正では、水を供給する責任は従来と同様に地方公共団体が負い、運営権の設定や料金の上限などは議会での議決を要し、厚生労働大臣等の許可も必要とされることとなりました。また、地方公共団体のモニタリングや国の監視・監督権限が付与されるなど、海外での再公営化の事例を踏まえた制度設計がなされております。

現在、全国には6,000以上の水道事業が存在し、その置かれている状況はさまざまでございます。コンセッション方式は、それぞれの水道事業が基盤を強化するための選択肢の一つであり、その選

扱は住民の意思を十分に踏まえた上での地方公共団体の自主的な判断に委ねられるものでございます。

水道は装置産業であり、配水管や浄・配水場など多岐にわたる資産を長期的な視点をもって、いかに効率的、計画的に維持・更新していくかが経営の根幹となります。こうした水道事業において、短期間で結果を求められるコンセッション方式が有効な選択肢の一つとなり得るかどうか、いまだ国内での導入事例はありませんので、その評価が得られるには相当の時間を要するものと思われま

す。

こうした状況にあって、水道を供給する最終責任者は、我々水道事業体であることに変わりはありません。当企業団は、水道基盤強化の選択肢の一つである広域連携の先駆けとして、既に50年の実績がございます。企業としての経済性と公共の福祉の増進を図ることを経営の基本とし、新たな運営形態への移行を考えることなく、引き続き企業団としてしっかりと水道事業体の責務を果たしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） 以上で細川威議員の質問を終了いたします。

6番、福田晃議員、企業団行政に対する2件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔6番 福田 晃議員登壇〕

○6番（福田 晃議員） 議長の許可をいただきましたので、事前に通告してあります2項目について質問させていただきます。

このたび私は、安全安心な水道水の提供という観点と、水道管の漏水対策という観点から質問させていただきます。

初めに、マイクロプラスチックについて質問します。近年、環境問題の一つとして取り上げられているのがプラスチックごみです。使い捨てプラスチックは、海洋汚染を引き起こす微小なプラスチック粒、マイクロプラスチックの原因になります。大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみを「マイクロプラスチック」と呼びますが、有害な化学物質を吸着しやすく、誤って食べた魚や水鳥などに蓄積され、影響が懸念されています。また、詳しい人間の健康への影響はわかっていないものの、魚を食べる人間にも少なからず影響を起しかねないと言われていています。私は初め、海洋汚染の問題として捉えていましたが、調べていくうちに決して海だけの問題ではないということがわかりました。

2018年10月13日の日本経済新聞に、ベンチャー企業が東京や大阪など都市部の11の河川を調べたところ、全ての河川で微細プラスチックごみが検出されたとの記事が掲載されました。関東では、利根川水系や荒川水系を調べていたようです。

さらに私が驚いたのは、2018年9月3日の毎日新聞の記事です。そこには、世界14カ国の水道水を検査したところ、13カ国の水道水からこのマイクロプラスチックが検出されたとの記事がありました。また、水道水のほか、欧米やアジアの食塩、米国産のビールからもマイクロプラスチックが見つかっているとのことでした。

なお、補足しておきますと、日本の水道水は、このマイクロプラスチックについての調査は未実施とのことでした。

このような報道を確認すると、日本の水道水は大丈夫なのかと考えるのが人間の心理というものです。水道企業団の方はもちろんのこと、水道企業団の議員として、市民、町民の皆様は「越谷・松伏水道企業団の水道水は問題ないか」と聞かれることもあるだろうと思われま

す。そこでお尋ねをいたしますが、このマイクロプラスチックについて、国、そして県がどのような対策を考えているのか、現状の動向等わかれば教えていただきたいと思

います。なお、余談となりますが、脱使い捨てプラスチック製品の動きが各国で進んでいる中、国連環境計画（UNEP）の報告書で、日本は1人当たりの使い捨てプラスチックごみの発生量が世界2位という、こんな実態が明らかになりました。ちなみに1位は米国だそうです

が、こうした報告を受け、環境問題にもっと積極的に取り組まなければならないと感じたところ

です。次に、道路漏水の対応について質問します。つい先週、近くに住む実家に帰ったところ、晴れにもかかわらず、家の前の道路が水浸しになっていました。これは何だと思って親に確認したところ、地下の水道管から水が漏れて道路に上がってきているとのこと

でした。以前にも実家の前から少し離れたところで同じようなことがあったと聞きました。そこで質問ですが、こうした道路漏水がどれくらいの件数があるのか、3年間の件数についてお聞かせください。

また、漏水の連絡があったときの対応、そして道路漏水対策の取り組みについてお聞かせください。

以上で質問を終わりにします。

○（武藤 智議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの福田議員さんのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、マイクロプラスチックについての国や県の動向についてのお尋ねでございますが、マイクロプラスチックとは、環境中で劣化、破片化したプラスチック製品のうち、大きさが5ミリメートル以下のプラスチック類の総称で、環境省の検討会で報告された調査では0.35ミリメートルより大きなものを対象としておりますが、国等の公的機関が定義したものはございません。

ご質問にもありましたベンチャー企業が調査した日本の11河川において、大きさが5ミリメートル

ル以下のマイクロプラスチックが検出されたことは、地球環境にとって今後の影響が憂慮されるところでございます。

現在、世界保健機関においてマイクロプラスチックの人体に関する毒性評価は出されておりませんが、厚生労働省では、水質基準に定める場合等を踏まえ、マイクロプラスチックの定義や影響について調査を行っていくと伺っております。

また、埼玉県企業局では、環境省の検討会において調査対象とした0.35ミリメートルから5ミリメートルの大きさのマイクロプラスチックであれば、現在の凝集沈殿・ろ過による浄水方法で取り除かれるとのことでございます。

今後、企業団でも、水の安全にかかわる問題であることから、国や県の動向等を注視してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路漏水についてのお尋ねでございますが、まず道路漏水の3年間の件数につきましては、平成27年度が348件、平成28年度が236件、平成29年度が162件、今年度は11月末までで179件でございます。

道路漏水の多くは、配水管から分岐している老朽化した給水管が、気温や水温の変化で膨張・収縮することにより、発生していると考えられています。

次に、連絡があったときの対応についてでございますが、道路漏水は、道路陥没などの二次災害を生じさせる原因ともなることから、ご連絡をいただいた後、速やかに現地の確認を行い、修繕するように努めております。

現地の確認及び修繕については、原則として平日の昼間は企業団職員が対応し、夜間及び休日は越谷松伏管工事業協同組合に委託し、24時間、365日対応できる体制をとっております。また、漏水場所や規模など状況によっては、企業団も常に当番職員を定めていますので、越谷松伏管工事業協同組合と連携を図り、お客様にご迷惑がかからないよう、臨機応変に対応しております。

次に、道路漏水対策の取り組みについてですが、管路の漏水調査や点検作業などの維持管理を計画的に行うとともに、配水管を更新する際には、道路内の老朽化した給水管もあわせて更新し、道路漏水の未然防止に努めております。

今後におきましても、老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、計画的に施設の点検や更新を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） 以上で福田晃議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、宮川雅之議員。

- 7番（宮川雅之議員） 第7号議案について、2点質疑させていただきます。

1点目は、条例改正によって報酬がどれほど変わるのかについてお聞かせいただきたいと思えます。

2点目は、この条例改正による報酬の変化など、住民にどのように説明されるかについてお聞かせください。

以上です。

- （武藤 智議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの宮川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この引き上げに伴う影響額でございますが、全議員15人分でございます。合計いたしますと、約3万4,000円の増加となります。

次に、利用者に対するご説明、ご理解ということかと思えますけれども、これについては、もちろんご利用される方々への影響というものを考慮しなければなりません。今回の期末手当引き上げにより、水道料金を引き上げることはございません。今後も効率的な経営によって可能な限りの経費縮減に努め、安全で良質な水を低廉な料金で安定的に供給することでご利用される方々のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- （武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 以上で宮川議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時49分 休憩

10時49分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手多数〕

- （武藤 智議長） 挙手は多数であります。
したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決を行います。
第8号議案「越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。
質疑はありますか。
7番、宮川雅之議員。
- 7番（宮川雅之議員） 第8号議案について、1点のみお聞かせください。
先ほどと同様ですけれども、条例改正によつての報酬、企業長の報酬ですが、どのように変化があるのかお聞かせください。
以上です。
- （武藤 智議長） 企業長の答弁を求めます。
〔野口晃利企業長登壇〕
- （野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
この影響額ということで、期末手当0.05カ月分を引き上げた場合、年間約4万9,000円の増加となります。
以上でございます。
- （武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- （武藤 智議長） 以上で宮川議員の質疑を終了いたします。
ほかに質疑はありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。
10時51分 休憩

10時51分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手多数〕

- （武藤 智議長） 挙手は多数であります。
したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決を行います。
第9号議案「越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について」
の件に関し、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。
10時52分 休憩

10時52分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- (武藤 智議長) 挙手は全員であります。

したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- (武藤 智議長) 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- (武藤 智議長) ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするため、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎水道事業調査研究特別委員の選任

- (武藤 智議長) お諮りいたします。

ただいま設置いたしました水道事業調査研究特別委員会の委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条の規定により、

2番 浅古高志 議員	3番 松岡高志 議員
4番 川上力 議員	5番 細川威 議員
6番 福田晃 議員	7番 宮川雅之 議員
8番 大野保司 議員	9番 清田巳喜男 議員
10番 鈴木勉 議員	11番 菊地貴光 議員
12番 橋詰昌児 議員	13番 岡野英美 議員
14番 竹内栄治 議員	15番 伊藤治 議員

以上14人を選任いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- (武藤 智議長) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を水道事業調査研究特別委員に選任することに決し

ました。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

11時30分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （武藤 智議長） 休憩中に開催されました水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に川上力委員、副委員長に竹内栄治委員が互選されました。

△特定事件の付託申し出の報告

- （武藤 智議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、水道事業調査研究特別委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （武藤 智議長） お諮りいたします。

この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査

の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （武藤 智議長） これより、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （武藤 智議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （武藤 智議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （武藤 智議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第7号議案ないし第9号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第6号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並

びにご認定を賜り、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会や今定例会においていただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後とも、私を初め職員が一丸となってお客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に一生懸命取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、公私ともにお忙しいこととは存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますよう、そしてさらなるご活躍を心からお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （武藤 智議長） これをもちまして、平成30年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 武 藤 智

議 員 鈴 木 勉

議 員 菊 地 貴 光

議 員 橋 詰 昌 児

◎企業長提出議案の処理結果

- 第6号議案 平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(認定可決)
- 第7号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第8号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第9号議案 越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)